

期日指定定期預金

販売対象	個人のみ	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年(据置期間1年) ・ 満期日は、この預金の全部又は一部についての預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です。 ・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以降に一括して払戻しいたします。	
利息	適用金利	固定金利 ※預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	満期日以降に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます。 	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時~17時、TEL:0120-775-501)までお申し出下さい。	紛争解決措置 東京弁護士会(TEL:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(TEL:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(TEL:03-3581-2249) 静岡県弁護士会(TEL:055-931-1848) 等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時~17時、TEL:03-3517-5825)までお申し出下さい。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限(3年)が満期日となります。 ・ 指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。 ・ この預金の一部について満期日が指定された場合は、1万円以上で一部支払いが出来ます。(据置期間経過後) ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 	